

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		施設整備事業						予算事業名		—			
予 算 科 目	会計	XX	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	水道法				
			XX	XX	XX	XXXX	経常経費						
総合計画体系	住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう						事業の区分		主要事業				
	地球環境にやさしいまちづくり												
	安全・安心な水道水の安定供給						担当課係等		水道課				
						施設係							
事業期間		継続 (昭和39年度～ 年度)											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
老朽化した本町・林浄水場の施設改修、更新工事を実施することで安全・安心な飲料水を安定的に供給する。							昭和40年に給水を開始しており、本町・林浄水場の施設の更新が必要である。 水道水の濁り（赤水）を解消し、安全な水の安定供給を図る。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
新水道ビジョン・アセットマネジメント（資産管理）・施設台帳の運用 長寿命化・更新計画の策定 老朽施設の更新(本町・林浄水場及び各井戸等)の実施							本町浄水場 林浄水場 及び各井戸等						
							【事業をとりまく環境の変化】 給水に関して、契約者減少、節水型機器の流通、電気料値上げ、県水受水量の増加に伴う深井戸取水の減量及び受水費の増加等、年々課題が増え続け、事業運営は益々厳しくなっている。 また、施設に関しては、水源の構成変更に合わせて施設の見直しや、老朽化対策等が必要である。						
【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】					
本町・林浄水場自動制御盤等更新工事（第1期） 本町浄水場次亜塩素素注入装置更新工事 林浄水場次亜塩素素注入装置更新工事 林浄水場取水井及び第1配水池水位計更新工事 ほか				本町・林浄水場自動制御盤等更新工事（第2期） 林浄水場第2配水池スラブ防水工事 ほか				本町・林浄水場自動制御盤等更新工事（第3期） 本町浄水場次亜塩素素注入装置電源盤更新工事 ほか					
■事業費													
				R04年度		R05年度							
財源内訳	国庫支出金			0		0							
	県支出金			0		0							
	地方債			72,000		0							
	その他			44,644		143,847							
	一般財源			0		0							
歳入計（千円）				116,644		143,847							
歳出内訳	節（番号＋名称）				金額（千円）		金額（千円）						
	12 委託料				3,641		15,180						
	14 工事請負費				113,003		128,667						
歳出計（千円）（A）				116,644		143,847							
伸び率（％）						23.32							
備考	予算書 417ページ												
	第6次結城市総合計画 78ページ												

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R04年度	R05年度	R06年度
活動 指標	浄水場内配水池耐震化	m3	目標	8,600.00	8,600.00	8,600.00
			実績	8,600.00	8,600.00	8,600.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	耐震化率	%	目標	100.00	100.00	100.00
			実績	100.00	100.00	100.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	清浄にして豊富低廉な水の供給を図るための施設を整備するための事業であり必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	有形固定資産の適切な維持管理のために、事業体自身が施設整備を実施することは妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	平成28年度に策定したアセットマネジメントを参考に、更新計画を立て施設整備を実施しているため、手段は妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	浄水場運転・施設管理については、既に、施設点検や小修繕等を含めた包括委託を行うことにより、コスト並びに人員の効率化を図っていることから、改善の余地はない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第15条第2項に定める、給水を受ける者に対し、常時良質な水を供給するための施設であり、これを整備することによる便益は、公平に受けることができるため、受益者の偏りはない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	令和3年度に整備した浄水場施設台帳により、本市事業体と運転及び施設管理受託事業者との間で、円滑な情報共有を行うことができるようになった。また、包括委託により軽微な修繕等も迅速に行えているため、現在実施している業務については成果が表れている。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	平成28年度に策定したアセットマネジメントを参考に、中長期的な施設整備計画を立案し、令和5年度から施設更新を実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
運転管理の利便性や安定性を考慮した施設整備を行っていく必要があると考える。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
近年の水需要と料金収入が減少している経営環境を踏まえて、水道施設の整備を進めていく必要がある。これらの課題に適切に対応していくため、より精度の高い更新計画を策定、更新を実施していきたい。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 水道事業創設期に整備された水道施設及び設備等の更新需要が高まる中、水道事業の目標である安全安心な飲料水を安定的に供給するため、結城市水道アセットマネジメントに基づき、収支のバランスを図りながら計画的に施設及び設備の更新を行う。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり	